

令和5年度坂井市空家改修支援事業（所有者用）

この事業は、坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の改修工事等に要する費用の一部補助を行います。

補助対象者 （注）交付決定以前に工事契約を締結している者は補助対象者とはなりません。

次に掲げる要件を**すべて**満たす者

- 1) 市内において、**坂井市空き家情報バンク**に1ヶ月以上登録されている空き家を賃貸物件としてリフォームを行う空き家の所有者等
- 2) 坂井市税を滞納していない者
- 3) 令和6年1月31日までに改修工事を完了する見込みのある者

対象となる改修工事

次に掲げる要件を**すべて**満たす改修工事

- 1) 次に掲げる工事を**補助対象**とする。（改修後、空き家の延床面積の1/2以上が居住の用途に使用されるものに限る。）
 - A. 空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事（以下「修繕等」という。）
 - I. 空き家に一部を増築する工事及び一部を改築する工事
（ただし、増築、改築部分の床面積が既存住宅の1/2を超える工事は除く。）
- 2) 1) に該当する工事のうち、次に掲げる工事は**補助対象外**とする。
 - A. 建築の解体、除去のみを行う工事
 - I. カーテン、家具、調度品等の購入・設置
 - ウ. 家庭用電化製品の購入・設置
 - エ. 太陽光発電設備の設置
 - オ. CATV(有線放送)、電話、インターネットの接続配線工事（更新及び修繕を含む。）
 - カ. 維持管理工事（点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理）
 - キ. 障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等軽微な修繕等
 - ク. 付帯建築物(車庫、倉庫等)の修繕等
- 3) 坂井市内の建設業者等（市内で事業を営む個人事業者を含む。）が施工する工事であること
- 4) 国、県、市における他の補助制度を利用して空き家を改修する場合、その対象部分の経費は補助対象外とする。

補助金の額

補助対象経費の**1/3**以内（千円未満切り捨て）

居住誘導区域内…**60万円を限度**

居住誘導区域外…**30万円を限度**

※補助金は原則として1棟につき1回とする。

募集件数

1～2件（先着順）

申込期間

令和5年5月8日（月）～令和5年12月22日（金）午後5時必着

申込方法

移住定住推進課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。

（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市総合政策部 移住定住推進課 空家対策室（TEL0776-50-3036）